

# 特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄

令和 年 月 日	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒 -										特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります		
提出  (宛先) 川越市長		フリガナ											担当者 連絡先	新規の場合、納入書 (要・不要)		
		名称 (氏名)												所属		
		法人番号														
													電話	内線( )		

給与所得者	フリガナ											旧姓	普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4 〕期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
	氏名													
	生年月日	昭和・平成 年 月 日										特別徴収開始予定月	月分(翌月10日納期分)から 特別徴収を開始します。 ※ 空欄の場合は任意の月から開始させていただきます。	
	受給者番号 (任意)													
	1月1日現在の住所	〒 -												
	現在の住所	〒 - ※ 1月1日現在の住所と異なる場合に記入してください。										届出理由	1.入社 2.その他( )	
													月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日までに電話連絡を希望 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。

## 【添付書類】

- 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)  
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

市役所使用欄	納付書同封【 1・2・3・4期・納通】		
	税額連絡	月 日 済	
	口座	無・あり( )	
	併徴	無・あり( )	

## 【注意事項】

- 普通徴収の納期限は年4回(6月末・8月末・10月末・翌年1月末)です。  
普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
- 市町村ごとに通知発送期日が異なるため、特別徴収への切替は2か月程度の余裕を持って行ってください。
- 普通徴収の口座振替設定をしている場合、市役所での口座引落としの手続き上、納期限前でも特別徴収への切替ができないことがあります。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 他の事業所で特別徴収されている場合、貴事業所への特別徴収切替手続きができないことがありますのでご了承ください。
- 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

## 【提出先】

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1 川越市役所 本庁舎2階 市民税課 市民税第一・第二担当 TEL (049)224-5640 (直通)/FAX (049)226-2540